平成２９年（フ）第３２７９号
大阪市此花区伝法２丁目２番２－212号
債務者　安藤　光代
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８０号
大阪市此花区伝法２丁目２番２－212号
債務者　安藤　恵魅
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５号
栃木県那須塩原市永田町12番６号
債務者　宮本　広幸
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月５日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第２７６号
岡山市中区江崎306番地21
債務者　矢野　　卓
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０３号
岡山県赤磐市稲蒔676番地
債務者　南部　元雄
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１７号
愛知県豊橋市牛川町字中郷67番地２（102）
債務者　大石　　奨
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１２４号
愛知県豊橋市曙町字宮前31番地の２
債務者　岩谷　　誠
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１３３号
愛知県豊川市萩町中大田面116番地１（音羽ハイツ201）
債務者　蒔田　知美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１５０１号
横浜市金沢区並木３丁目６番９－407号
債務者　今野　智子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５４１号
横浜市神奈川区羽沢町756番地３　清徳会グループホーム横浜
債務者　杉山　久子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５９４号
横浜市西区中央２丁目42番15―303号
債務者　花房　　卓
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５８号
横浜市青葉区柿の木台40番地12　高橋ハイツ２－201
債務者　高橋　睦美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６６４号
横浜市旭区東希望が丘８番地の41　黒沢荘
債務者　田上　新五
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４号
愛知県新城市大野字小野16番地１
債務者　大石　順一
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１５５６号
横浜市旭区東希望が丘38番地
債務者　得山　光一
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６７９号
横浜市南区南吉田町３丁目36番地
債務者　吉岡　雅人
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部